

(2026 年7月 28 日発表)

障害福祉サービス等の支給決定に係る報酬区分の誤認定について

◆概要

障害福祉サービスの給付費を毎年決定する際、利用者の身体障害者手帳の障害等級の確認を誤ったため、駿河区障害者支援課において、市民2人(A 氏、B 氏)に対し、障害福祉サービス事業者へ支払う給付費の算定基準となる報酬区分を誤り、本来より高い給付費が支払われる区分で認定していました。

この誤認定により、市民2人にサービスを提供した事業者に対し、2011 年からサービス給付費 4,963,125 円を過大に支出していました。なお、市民2名に被害や不利益は発生していません。

◆覚知日時 2026 年5月 15 日(金)

◆経緯

3月 19 日(木)

市民 A の障害福祉サービスの更新に係る支給決定を実施。

5月 14 日(木)

障害者支援推進課によるサービス給付費支払事務の照合作業において、市民 A に係る請求内容と支給決定内容に相違を把握。これを受け、駿河区障害者支援課が確認したところ、支給決定内容に誤りがある可能性が判明。

5月 15 日(金)

市民 A に対する支給決定の誤認定を確認。市民 A 及び事業者に概要を説明し、謝罪。

5月 22 日(金)

市民 A と同様の事案の有無について、葵区及び清水区を含む市内の全対象案件を調査した結果、駿河区において市民 B に対する支給決定の誤認定を確認。

6月 2 日(火)

市民 B 及び事業者に誤認定の概要を説明し、謝罪。

6月 24 日(水)

誤認定事案2件について法的な検討を行った結果、事業者への返還請求は行わないことを決定。

◆被害状況

誤認定件数 2件

過大支出額 合計 4,963,125 円 (市民 A 3,852,868 円、市民 B 1,110,257 円)

[内訳]

・市民 A の利用事業者 3事業者

<利用サービスと誤認定の期間>

ア. 短期入所 2011年4月1日から2022年3月31日まで

イ. 日中一時支援 2011年4月1日から2026年3月31日まで

(2022年4月1日～同年4月30日を除く)

・市民 B の利用事業者 1 事業者

＜利用サービスと誤認定の期間＞

ア. 放課後等デイサービス 2024年8月1日から2026年6月30日まで

◆原因

ア 支給決定で使用する「勘案事項整理票※」を毎年最新情報に基づき作成する必要がありましたが、身体障害者手帳の等級は変更されていないと思い込み、最新の手帳の等級を確認せず、前年度の資料を使用していました。

※勘案事項整理票とは、本人や家族の状況、サービス利用の意向を整理・記録するものです。

イ 支給決定及び報酬区分の確認において、システムによる再確認やチェックリストによる確認が十分に行われていませんでした。

ウ 障害福祉サービス等の認定要件に関する理解が不十分であり、本来確認すべき身体障害者手帳の個別等級ではなく、総合等級で判断していました。※2

※2 身体障害者手帳は障害全体の「総合等級」と障害部位ごとの「個別等級」で構成されています。

エ システム上、障害者手帳情報の変更を確認・警告する仕組みがありませんでした。

◆再発防止策

ア 支給決定の際は、前年の資料を引き継ぐのではなく、身体障害者手帳の原本又はシステム情報により最新の障害等級を確認するとともに、複数職員による確認を徹底します。

イ 支給決定の根拠となるシステム画面等の資料の添付をルール化し、確認内容を記録します。

ウ 職員に対する研修を定期的の実施するとともに、認定要件を確認するためのチェックリストを見直し、審査体制を強化します。

エ 更新対象者の障害等級を一覧で確認できるプログラムを作成し、確認漏れの防止を図ります。

◆今後の対応

(1)事業者への返還請求

事業者への返還請求について法的な検討を行った結果、市に責任があり、事業者に返還義務は認められないことから、返還は求めません。

(2)国及び県負担金等の返還

過大に支出した給付費には国及び県の負担金等が含まれているため、国及び静岡県へ返還します。

【別紙資料等】

有（障害福祉サービス事業の報酬のながれ）

【問い合わせ先】

駿河区役所駿河福祉事務所障害者支援課（駿河区役所1階）、担当者：望月、三浦

電話：054-287-8690

障害福祉サービス事業の報酬の流れ (代理受領)

